大津市長

佐藤 健司 様

日本共産党大津市会議員団 幹事長 杉浦 智子

2022年度大津市予算編成にあたっての重点政策要望

市民の「SOS」に耳を傾け、

ともにコロナ禍を乗り越える市政の実現へ

はじめに

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは1年半以上に及び、各地で医療逼迫、医療崩壊が起こり、まともに医療を受けることもできずに自宅や介護施設などで多数の命が失われた。

これは、長年にわたり社会保障を破壊し続けてきた自公政権の失政がもたらした人災であり、その責任は極めて重い。コロナ対策でも、致命的過ちをおかしている。第1に、「PCR検査を広げると医療崩壊を招く」などとして検査を抑制し続けるなど、国際的な英知で得られた知見から目を背け、科学を軽視し、「Go Toキャンペーン」などに固執して日本中にウイルスを広げた。第2に、国民に説明せず、聞く耳を持たなかったことである。安倍・菅政権とも、憲法に規定された臨時国会召集要求にも応じなかった。第3に、コロナ対策にまで「自己責任論」を持ち込んだことである。「原則自宅療養」方針はその最たるものである。

一方で、コロナ危機の下で様々な分野で、国民の運動が高まり希望をもたらす変化が生まれている。持続化給付金、特別定額給付金など直接支援の実現、生活保護の利用を抑え込もうする潮流を押し返し、当然の権利として活用してほしいと政府に明言させたこと、検察庁法や入管法の改悪を阻止し、日本社会の抱える構造的なジェンダー問題やマイノリティへの差別に光が当たるなど、パンデミックの体験を通して政治を身近なものと感じ、声をあげる人々が増えている。無責任極まる政治への国民の怒りが、菅政権を1年で終わらせるなど自公政治そのものを追い詰めるところにまで発展している。

今、新型コロナ感染症から命と暮らしを守り、安心して暮らせる社会をどのように構築していくのかが政治に問われている。日本共産党は、新自由主義政治を終わりにして、命と暮らしを何よりも大切にする新しい政治に切り替えること、地球規模の環境破壊を止め自然と共生する経済社会をつくること、ジェンダー平等社会の実現、憲法9条を生かした平和な日本をつくることをめざして、国民と共に政治を変えるために全力を尽くす決意をしている。

大津市でも新型コロナの感染爆発により、医療・保健所体制の抜本的強化、ワクチン接種と一体の大規模検査、十分な補償という対策と備えの必要性が明らかとなった。また、特別定額給付金の申請やワクチン接種の予約などで、「デジタル」頼みの制度設計の弱さが露呈し、集団接種会場の設定では公共交通網の不充分さがあらためて浮き彫りとなった。その上に、コロナ対応に追われる下で、市役所職員の事務手続きの確認不備という行政事務の基本での不祥事が相次ぎ、市政に対する市民の不信を招いている。再発防止は言うまでもないが、それぞれの職員が担う職務を全うするためにも、働きやすい職場環境、人員配置への改善も必須である。

市民の暮らしも、市内中小零細事業者の経営も依然として厳しく、生業をいかに支えるのか、そしてこれからの大津市の発展のために、まちづくり、地域経済の再生をどのように進めていくのかが、市政に問われている。さらに深刻な気候危機が市民の生活・財産を脅かしていることも看過できない。

コロナ禍を通じ、公衆衛生や医療・福祉、危機対応など公共が担う役割の重要性が再認識された。 国による地方行政への介入はさらに強権的なものとなってきており、市民の最善の利益を守るため に「自治」を貫く重要性も高まっている。いまこそ、住民福祉の向上という地方自治体の本旨に根 ざし、市民の期待に応え、市民の命と暮らしを最優先に、市民に寄り添い支える大津市政が求めら れている。

我々、日本共産党大津市会議員団も、共に汗を流し、暮らしを支える大津市政をめざして、2022 年度予算編成にあたっての政策要望を行うものである。なお新型コロナ感染症の拡大が続く状況下 であることに鑑み、昨年度に引き続き、重点項目にしばり要望する。

2022年度大津市予算編成にあたっての重点政策要望

日本共産党大津市会議員団

はじめに
政策調整部
1. 憲法の基本原則を市政に生かす
2. どこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを
3. 多様性を認め合い、誰も取り残さない共生社会を
4. 個人情報の保護を最優先にしたデジタル活用を
総務部
1. 地域経済の活性化と人間らしい労働環境を 5
2. 憲法の基本原則を政治、暮らしに生かす 6
3. 公的責任を果たす事業運営を
4. 働きがいのある公務職場を 7
5. 市民の命と財産を守る防災対策の強化を 7
6. どこに住んでも生き生きと暮らせる大津市を
市民部
1. 生涯を通じて市民を支える市政を 8
2. 市民の命と財産を守る防災、安全対策を 8
3. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を 8
4. どこに住んでも生き生きと暮らせる大津市を 8
5. 市民の個人情報を守り抜くこと
6. 主権者として市民の政治、まちづくりへの参加促進を
福祉子ども部
1. 反貧困、人間らしい暮らしの保障を
2. 障がい者の権利保障を基本に施策の充実を
3. 豊かな放課後を保障する児童クラブを11
4. 就学前の子どもたちが健やかに育つ保育・教育へ11
5. 子どもと保護者を支える支援体制を 12
健康保険部
1. 地域で高齢者を支える介護の保障を
2. 市民の健康を守る国民健康保険の運営と高齢者医療を
3. 命と健康を守るために医療と公衆衛生の体制強化を
4. 安心して子育てができる支援を
産業観光部
1. 中小企業支援に本腰を
2. 市民がいきいきと働けるように主体的取り組みを
3. 安全で美味しい農作物を大津市から
4. 豊かな自然を支える森林整備を 15

日本共産党大津市会議員団 2022年度予算編成にあたっての重点政策要望

5. 公設地方卸売市場の維持・発展を	15
環境部	15
1. 地球温暖化防止と安全なエネルギーの地産地消を	15
2. 自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を	16
都市計画部	16
1. すべての市民に住まいの保障を	16
2. 地球温暖化防止と再生可能エネルギーの適切な導入推進を	17
3. どこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを	17
建設部	18
1. 市民の命と財産を守る防災対策の強化を	18
2. どこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを	18
企業局	18
1. 公的責任を果たし、人間らしい暮らしの保障を	18
教育委員会	19
1. 子どもの権利条約に則り、子どもの主体的成長を支える教育を	19
2. 安心して子どもたちと向き合える労働環境改善へ	19
3. 豊かに学び成長できる学校環境整備を	19
4. どの子どもにも等しく教育を受ける権利の保障を	20
5. 市民の学ぶ権利、知る権利を保障する環境整備を	20
消防局	21
1. 市民の命と財産を守る防災体制の強化を	21
選挙管理委員会	21
1. すべての市民の参政権保障を	21

政策調整部

1. 憲法の基本原則を市政に生かす

- ① 憲法を順守し9条の精神にたち、近隣諸国との外交問題の「対話による平和的解決」を積極的 に行うよう政府に求めること。
- ② 地方自治体が主体性を持ち、市民の命・暮らし・生業を守るために安定した運営が行えるよう、引き続き地方財政制度の改善を国に求めること。
- ③ 公文書は、健全な民主主義を支える住民共有の知的資源であり、市政運営について現在および将来の市民に説明する責務が全うされるよう、公文書条例創設を検討すること。また、文書の作成および適正な管理・保存・廃棄が行われるよう、常に規定の検証や改善に取り組むこと。 【共通:総務】

2. どこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを

- ① 人口減少だからと削減を続けるばかりでは、まちは衰退するばかりである。転入促進策、子育て支援の充実など人口維持・増加の計画・目標を持ち、推進すること。
- ② 自衛隊や米軍航空機の飛行の増加、武装自衛官の市街地行軍訓練などの基地外での演習行為が市民に不安を与えている。市民の安全・安心の暮らしを守り平穏な生活を守る観点から、自治体としてきっぱりと中止を求めること。
- ③ 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律は、注視区域の指定基準、疎外行為の判断など具体的なことが法文に示されておらず、政府の裁量に委ねられ、思想信条の自由をはじめとした人権侵害の危険があるものであり、市民の人権を保障するために、国に廃止を求めること。

3. 多様性を認め合い、誰も取り残さない共生社会を

- ① 新型コロナ危機によって日本のジェンダー不平等が浮き彫りになった。ジェンダー平等を実現することは、日本社会のゆがみを正す根本課題である。誰もが自分らしく輝けるジェンダー平等社会の実現に向けて、本市のあらゆる意思決定の場に女性を増やすこと。また、民間事業者、市民団体への啓発に強めること。【共通:総務】
- ② 男女の賃金格差是正や、選択的夫婦別姓制度の導入、女性に対するあらゆる暴力の根絶、リプロダクティブ・ヘルス&ライツ(性と生殖に関する健康と権利)の保障を国に求めること。あわせて相談体制の強化、暴力被害者を保護できるようシェルター等の緊急避難先の確保を急ぐこと
- ③ 性自認や性的指向によらず、基本的な人権が保障されることは当然である。しかし、国内では制度からの除外、個人の尊厳を否定する差別行為がくり返されている。国に対し、LGBT差別解消法の早期成立を求めること。
- ④ LGBT・性的マイノリティの人たちへの差別解消の推進や支援制度の創設は、市民一人ひとりの 人格や生き方が尊重される大津市の実現につながるものである。啓発推進事業や職員研修だけ でなく、行政がその人たちを認め、人権の保障を実行することが重要である。本市にはすでに 当事者に対する聞き取りの実績もあり、取り組みを停滞させることのないよう、ただちにパー トナーシップ制度の導入を進めること。
- ⑤ 人種差別やヘイトスピーチなど民族差別を許さない取り組みを強めるとともに、国に対し、出入国在留管理局における被収容者への非人道的取り扱いを即刻やめるよう求めること。

- ⑥ 大津市において、外国人の人権、労働者としての権利を守る体制を早急に確立すること。
- ⑦ 新型コロナウイルス感染者が差別や社会的不利益を被ることがないよう、市として感染者を守る姿勢を明確に示し、事業者・市民への啓発に努めること。
- ⑧ 子どもたちが抱える問題の複雑・多様化を受け止めるために、いじめ相談の延長ではなく、子 どもがどんなことでも相談していいんだと思える総合的な相談窓口をつくり、庁内、学校現場、 支援団体等と連携し、総合的に子どもを支え解決する体制づくりに取り組むこと。【共通:福 祉、教育】

4. 個人情報の保護を最優先にしたデジタル活用を

① デジタル関連法により、個人情報保護制度と地方自治体の情報システムの統一化が進められようとしている。デジタル社会整備法に基づき、本市も条例を改正し、市が保有する個人情報を国の個人情報保護委員会に集約し、そのビッグデータを企業が利活用できる仕組みが作られてしまった。同時にマイナンバーカードの普及促進が強められており、医療、金融情報まで紐づけることが検討されている。情報の一元化により、情報漏洩のリスクはさらに高まることは確かである。また、全国共通の情報システムにより自治体独自の施策が行えない事態がすでに起きており、すべてのシステムが統一化されれば、ますます自治体の手足が縛られ、現在の市民サービスも後退することにつながりかねない。

市民の人権を守る自治体として、市独自の個人情報保護制度の強化を進め、国に対しマイナンバーへのこれ以上の個人情報の紐づけを行わないよう求めること。及び、国に対し個人情報保護制度と情報システムの統一化を強制しないように求めること【関連:市民】

- ② 多分野の個人情報を本人の意志とかかわらず、マイナンバーに紐付けして利用することは、重大なプライバシー権の侵害問題である。市民の個人情報を守る立場に立ち、市独自の新たな情報の紐付けは行わないこと。
- ③ 行革プラン 2021 (案) で市自らが、職員が「多様な主体との対話を重ねながら、丁寧なコーディネートに充てる時間が必要」と述べているように、AI等デジタル技術はあくまでも人の補助的ツールである。市民への情報提供や申請手続きにAIや電子申請などの導入が推進されているが、電子申請だけでなく書類申請も認めるなど、ITを利用できない市民にも等しく情報提供・市民サービスを保障すること。

総務部

1. 地域経済の活性化と人間らしい労働環境を

- ① 消費税率引き上げと新型コロナウイルス感染継続により、大幅な経済の落ち込みが続き、市民 生活と地域経済に打撃を与えている。国に対し消費税引き下げと、中小事業者・個人事業主に さらなる負担を課すインボイス制度の導入中止を求めること。【共通:産観】
- ② 市民生活の維持向上のためには、持続可能な地域経済が欠かせない。市発注の公共工事は、地域経済の活性化と地元業者育成という観点から、市内の事業者に優先して発注するよう、引き続き努めること。
- ③ 生活できる賃金をはじめ、人間らしく働くことのできる労働条件を保障する賃金下限規制を 伴った公契約条例を制定すること。また、労働者の待遇の悪化を招くことがないよう、指定管 理料を低下させず、指定管理条件の適切な見直しを図ること。

2. 憲法の基本原則を政治、暮らしに生かす

- ①「ふるさと都市大津」恒久平和都市宣言・全国平和市長会参加のまちとして、市民の生命・財産を守る立場から、核兵器のない世界の実現に向けて取り組みを強めるとともに、唯一の戦争被 爆国として、一日も早い核兵器禁止条約の署名と批准を政府に求めること。また、戦争体験者が高齢化、亡くなられるもとで、戦争の悲惨さをどう継承していくのか研究し、平和意識の啓発や機会を増やすこと。
- ② 憲法第99条に規定する憲法擁護義務を負う立場に立ち、憲法を市政、市民サービスに生かすために、憲法の理念や内容を市役所全体で、常に意識し共有できるよう、啓発や職員研修などに取り組むこと。
- ③ 公文書は、健全な民主主義を支える住民共有の知的資源であり、市政運営について現在および将来の市民に説明する責務が全うされるよう、公文書条例創設を検討すること。また、文書の作成および適正な管理・保存・廃棄が行われるよう、常に規定の検証や改善に取り組むこと。

3. 公的責任を果たす事業運営を

【共通:政調】

- ① 市民の血税は、市民福祉の向上のために有効に使われなくてはならない。そもそも不採算部門を担う行政の役割を果たすために、行財政改革については、効率性の追求ばかりにこだわらず、市民の命・暮らしを守ることを第一に据えて取り組むこと。
- ② 民間のノウハウを活用するとして、コンサルタント会社への委託が、あらゆる分野で行われているが、この間、地域の実情を踏まえない調査、画一的な計画によって、複数の事業が頓挫・見直しとなっている。市民の願いに応えられるサービスを提供するために、職員自らが地域の実情を把握し、計画立案できるよう、適切な人員配置を行い職員の力量を育てること。
- ③ PFI手法のひとつであるDBO方式で稼働したばかりの環境美化センターでは、飛灰に添加する薬剤を減量したため、基準を超過する鉛が検出され住民に多大な不安と迷惑をかけることとなった。長期間の運営中、市が責任をもってモニタリングを行えるよう職員を育成し技術継承を行うこと。また、こうした事例を教訓にして公的責任を果たすためにも、新たなPFIは導入せず、市が主体性を持って各事業に取り組むこと。
- ④ 市民のSOSをキャッチし、必要な支援につなげるセーフティネットの役割を果たす仕事として、窓口業務をはじめ、保健所職員、ケースワーカー等、市民の相談に携わる業務については、正規職員を基本として、職員の増員、育成を計画的に実施すること。また、デジタル技術は、あくまで職員が住民のためによりよい仕事をする「補助手段」であり、職員の置き換えや削減の口実としないこと。
- ⑤ 総務省は全国の自治体に対し、2022 年度までに、児童手当や保育所の利用申し込みなど 31 の 行政手続きのオンライン化と、2025 年度を目標に介護保険、生活保護、国民年金など 17 業務 の情報システムを国が示す基準に標準化・共通化するよう求めている。自治体として、市民福 祉の維持・向上を第一に据え、公正性を確保し、職員削減や住民サービスの低下につながらな いようにすること。
- ⑥ 事業委託にあたっては、効率化や事業費削減ありきではなく、本来の施設の役割が果たされる ことが最優先である。指定管理を直営に戻すことも含め、管理・委託のあり方を根本的に見直 すこと。

4. 働きがいのある公務職場を

- ① 市民と向き合うコミュニケーションを基本とする公務労働には、能力・実績主義を強化する人 事評価はなじまない上に、公正・客観的な評価もできない。人事評価のあり方を見直し、給与 には反映させないこと。
- ② 企業局をはじめとして技術職の継承が課題となっている。計画的な人材育成と採用で、市民サービスを担うにふさわしい職員定数の増員を図ること。
- ③ 保健所の人員体制にかかる基準の提示と、体制確保のための財政措置を国に求めるとともに、市としても保健師を計画的に増やし、ゆとりをもって危機にも対応できるよう体制を充実させること。
- ④ 新型コロナ危機によって日本のジェンダー不平等が浮き彫りになった。ジェンダー平等を実現することは、日本社会のゆがみを正す根本課題である。誰もが自分らしく輝けるジェンダー平等社会の実現に向けて、本市のあらゆる意思決定の場に女性を増やすこと。【共通:政調】

5. 市民の命と財産を守る防災対策の強化を

- ① すべての学区で地区防災計画が作成できるよう支援を強めること。また、すでに作成している 学区でも、実際に災害に直面した際に充分生かせなかったなどの声が寄せられており、この間 に被災した地域での対応を検証し、実効性のある計画となるよう、消防局とも連携し支援する こと。【共通:消防】
- ② 災害の激甚化が進んでおり、地域の防災拠点である市民センターの整備や機能の強化を、引き続き行うこと。【共通:市民】
- ③ 新型コロナウイルスをはじめ感染症拡大期の分散避難にも対応できるよう、県や国の施設を含め避難所を計画的に増やし、滋賀県の協定している民間宿泊施設も含め利用できる避難所の周知をすること。
- ④ 地域の誰をも受け入れられるよう、指定避難所のバリアフリー化を早急に進めると同時に、福祉避難所の増設と受け入れ体制の充実、環境整備に取り組むこと。また、自家発電設備を整備すること。体育館に空調設備を整備すること。
- ⑤ 災害弱者に適切な時期に情報を伝える伝達手段の研究と強化に取り組むこと。
- ⑥ がけ崩れや河川氾濫、液状化被害などの危険箇所の点検と対策、観測体制と災害情報発信体制 の強化を図ること。また、防災に関わる情報を地域の自主防災会などと共有できるよう連携を 強めること。
- ⑦ 安定ヨウ素剤を希望する世帯に事前配布すること。

6. どこに住んでも生き生きと暮らせる大津市を

① 本年3月に策定された本市「立地適正化計画」は、人口減少を前提として、人口密度を維持する「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定し、将来的に居住地や都市機能を集約化していく方向を示した。今年度から計画に関わる宅地開発などについて届け出が義務とされた。これまでどの地域に暮らしても、同様のサービスが提供されるよう、すべての学区に支所・防災・公民館・地域自治機能を持たせた市民センターを配置して進めてきた本市の宝であるまちづくりを後退させることがあってはならない。公共施設マネジメントは数値目標ありきではなく、安易に施設の縮小・廃止をせず、市民サービスを維持・発展させる立場を堅持すること。また、市民との協議を基本として必要な施設は増設、整備を進めていくこと。【共通:市民、

都計】

- ② 支所で行える手続きを拡大し、ワンストップサービスが提供できるよう取り組むこと。【共通: 市民】
- ③ 市内公共施設の利用料については、市民の利用抑制を招くような値上げは行わず、幅広い市民の活用を促し、利用活性化につながるように料金体系、減免措置などの見直しを図ること。

市民部

1. 生涯を通じて市民を支える市政を

- ① 市民相談は多岐にわたり、複雑・困難さも強まっている。課題解決に向けて市が主体的に取り組み、大津市社会福祉協議会をはじめ関係機関等との連携をさらに強めること。
- ② 本市の火葬炉使用料は、中核市の中でも高額であり、市民福祉の観点から市民の利用について 無料化を検討すること。
- ③ 社会状況の変化により埋葬に対する考え方やニーズも変化しており、合葬式の墓を整備する自治体も年々増えている。焼骨を手元に置いたままという市民もおられることから、埋葬に関する実態調査に取り組むこと。
- ④ 今年から、遺伝子を自在に操作できる「ゲノム編集」によって品種改良されたトマトの一般への販売などが始まり、開発企業による家庭菜園用苗の無料配布も行われている。ゲノム編集は未確立の技術であり、体内で不安定な遺伝子に対しどのような反応が起こるか長期の研究結果もなく、意図せぬ交雑などによる在来種の駆逐なども懸念される。消費者保護の観点からも、ゲノム編集食品の解禁を拙速に行わないよう、国に求めるとともに、市民への科学的な情報提供に努めること。【関連:産観】

2. 市民の命と財産を守る防災、安全対策を

- ① 災害の激甚化が進んでおり、地域の防災拠点である市民センターの整備や機能の強化を、引き続き行うこと。【共通:総務】
- ② 幼児・児童の交通事故を防ぐために、関係機関と連携して自動車・自転車などの運転手への啓発、パトロールの強化や身の安全を守る講習の機会、地域の見守り活動などを推進すること。【関連:建設】

3. 豊かな市民生活を育む文化施策の充実を

- ① 公民館は、社会教育法に基づき市民の学ぶ権利を保障する場であるとともに、生涯学習の場として、地域における「まちづくり」の拠点としての役割を果たしている。コミュニティセンター条例の附則にあるコミュニティセンターへの移行期日を撤廃し、地域の意向を尊重して社会教育を保障する責任を果たすこと。【共通:教育】
- ② 公民館や市民会館など文化施設の施設改修やバリアフリー化を急ぎ、予防保全に計画的に取り組み、緊急の修繕にも迅速に対応できるよう予算を確保すること。

4. どこに住んでも生き生きと暮らせる大津市を

① 本市の支所および支所職員は、行政の窓口サービスのみならず、他の機能を円滑に進める役割を果たしており、新型コロナ禍においてもその役割の大きさが示されている。将来にわたり36

学区すべての支所を残し、サービスが低下することがないよう必要な職員を配置し、たちまち、 兼務になっている次長職を各支所に配置すること。

- ② 本年3月に策定された本市「立地適正化計画」は、人口減少を前提として、人口密度を維持する「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定し、将来的に居住地や都市機能を集約化していく方向を示した。今年度から計画に関わる宅地開発などについて届け出が義務とされた。これまでどの地域に暮らしても、同様のサービスが提供されるよう、すべての学区に支所・防災・公民館・地域自治機能を持たせた市民センターを配置して進めてきた本市の宝であるまちづくりを後退させることがあってはならない。立地適正化計画にとらわれず、市民サービスを維持・発展させる立場を堅持すること。【共通:総務、都計】
- ③ 支所で行える手続きを拡大し、ワンストップサービスが提供できるよう取り組むこと。【共通: 総務、都計】

5. 市民の個人情報を守り抜くこと

① デジタル関連法により、個人情報保護制度と地方自治体の情報システムの統一化が進められようとしている。デジタル社会整備法に基づき、本市も条例を改正し、市が保有する個人情報を国の個人情報保護委員会に集約し、そのビッグデータを企業が利活用できる仕組みが作られてしまった。同時にマイナンバーカードの普及促進が強められており、医療、金融情報まで紐づけることが検討されている。情報の一元化により、情報漏洩のリスクはさらに高まることは確かである。市民の人権を守る自治体として、国に対しマイナンバーへのこれ以上の個人情報の紐づけを行わないよう求めること。及び、市独自の個人情報保護制度の強化を進め、国に対し統一化を強制しないように求めること【関連:政調】

6. 主権者として市民の政治、まちづくりへの参加促進を

- ① 市民が市の課題を身近に捉え、意見表明ができる機会を広げるために、パブリックコメントそのものについての周知・啓発を行うとともに、スマートフォンアプリの活用なども検討し広く 意見を収集できるようにすること。
- ② 地域の抱える課題は、地域ごとに異なり多様であるため、その解決には住民の自覚的、民主的参加が欠かせない。市として、まちづくりを担う市民を育て共に取り組む立場で、ワークショップの開催など主体的に関わること。まちづくり協議会についても、行政の役割を後退させることなく、地域自治を尊重しながら必要な支援を行うこと。
- ③ 自衛隊の住民基本台帳の閲覧にあたっては、住基法に則ったルールを厳格に守り、職員の立ち合いを徹底すること。引き続き、紙媒体やデータ等での提供を行わないこと。

福祉子ども部

1. 反貧困、人間らしい暮らしの保障を

- ① 新型コロナ感染拡大により、いっそう貧富の格差が広がり生活保護制度の重要性が増している。 国に対し、保護基準の引き下げ、扶助基準額の引き下げにつながる級地の見直しをやめ、加算 の拡充などを行うよう求めること。
- ② 市民の権利として、困窮に陥った時には誰もがためらわず生活保護申請できるよう、制度の理念が広く市民に理解されるよう様々な機会、手段を活用し周知・啓発をさらに強めること。

- ③ 生活保護申請にあたっては、市民の申請意思を尊重し、申請権を侵害することがないよう、相談者に寄り添い、実態に応じた支給の実現で生活が保障されるよう対応すること。特に申請の障壁ともなっている扶養照会によって申請を諦めることがないよう、申請者から扶養の可能性がない旨の申し出があった場合、照会は行わないこと。
- ④ 自立支援に向けた丁寧なケースワークを保障するために、職員1人当たりの受け持ち件数を標準件数(80世帯)に近づけることが急務だが、依然として高水準のままである。増員のため人事局との協議調整をさらに強めること。
- ⑤ 市民に寄り添い人権尊重を貫くとともに、貧困だけでなく複数の課題を抱える相談者・受給者 への適切な対応を保障するために、研修やケース会議などグループワークの充実に引き続き取り組むこと。また、保護受給者への匿名アンケートなどリアルな声をつかみ、改善に反映させること。
- ⑥ 冬季加算について、傷病・障害・乳児のいる家庭等で常時在宅が必要な世帯に対しては、法令に基づき特定基準の適用を積極的に行うこと。また、気候変動により人命を損なうほどの猛暑の発生や気温が高い期間が長引くなど、ますますエアコンの使用が必須となっている。電気代を気にして使用をためらう方がおられる実態を直視し、夏季加算を国に求めるとともに、市独自施策として実施すること。
- ⑦ ワンストップの総合相談窓口の設置検討にあたっては、生活困窮者に寄り添い、適切な支援制度につなぎ、継続したフォローで健康で文化的な生活を保障するという視点を貫くこと。
- ⑧ 生活困窮者自立支援法に基づく一時生活支援であるシェルター運営は、民間団体委託のままで拡充が進まず、必要な時に空いていないことも多い。民間団体だのみには限界があり、市営住宅の空き室や空き家の活用など、安定的に利用できる公的シェルターを設置すること。また一時生活支援のための支援員養成に取り組むこと。
- ⑨ 大津市社会福祉協議会は、これまでから市民福祉の向上に奮闘され、コロナ禍でますます本市 にとって欠かせない大きな役割を果たしている。相談員の負担軽減はもちろん、抜本的な体制 強化のために必要な予算の増額を行うこと。

2. 障がい者の権利保障を基本に施策の充実を

- ① 障がい者施設への新型コロナ感染予防対策支援、感染者が出た場合の休業や閉所の補償を充実させ、引き続き支援を行うこと。
- ② 希望する障害福祉事業所に対し、新型コロナ抗原検査キットの提供が行われているが、活用し やすい唾液による検査にすること。PCR検査への変更も検討すること。
- ③ 障がい者の家族が新型コロナウイルスに感染した場合の生活を支える施策として、県による在宅生活困難障害者支援事業が実施されている。県との連携を密にし、さらなる充実を図ること。
- ④ 昨年度と今年度については、国の財源を活用して、障害福祉事業所に対し新規採用者に対する 就労継続奨励金・就労定着支援金が給付されているが、慢性的な人手不足を解消するために、 国の予算措置終了後も市独自で実施すること。
- ⑤ 重度の障がい者入所施設やグループホームの不足は、民間の参入も進まず依然として深刻である。早急に整備を進めるために、あらゆる手段を講じること。
- ⑥ 本年7月より障がい者に対する移動支援事業の見直しが実施され、自己負担増により利用を控える家庭が続出している。他の補助制度の創設なども含め、移動権の保障、家族の負担軽減のために改善すること。

⑦ 障がい者の災害時個別避難計画の作成を急ぐとともに、実効性のあるものとなるよう、地域や 事業所と連携を強めること。

3. 豊かな放課後を保障する児童クラブを

- ① 子どもの人権を守る立場にたち、また感染症対策という点からも、児童クラブの増設、分離新設の予算を確保し、市が責任を持ってすみやかに狭隘化・過密化の解消を図ること。またトイレ、手洗い場などの増設・バリアフリー化についても、子どもの利益を最優先に進める視点で適切に整備すること。
- ② 新型コロナ感染拡大防止と、運営継続を確保するために、指導員の定期的な検査を実施すること。
- ③ 子どもたちの発達を保障するために、指導員が安心して働き続けられることは必須の条件である。専門性を踏まえ、正規職員化に踏み出すこと。
- ④ 指導員の保育準備や研修の保障、保護者からの相談対応、小学校との連携などの時間を十分に確保し、保育の質を向上させるために、指導員の増員も図り、開所時間を従前の9時30分~18時に戻すこと。
- ⑤ 指導員の専門性の向上や豊かな保育実践を共有するために、民間児童クラブも含めた研修を引き続き充実させ、参加を保障する研修のための休業補償を行うこと。

4. 就学前の子どもたちが健やかに育つ保育・教育へ

- ① コロナ禍において保育と感染予防を両立させるため、現場では創意工夫で日々対応されている。 子どもとの向き合い方、遊び方なども変化を余儀なくされており、保育の質の確保・向上を図 るために、公立保育園が中心となり、地域ごとに民間保育施設との連携を強めて、感染症対策 も含めた保育実践の交流に取り組むこと。
- ② 感染症対策などの業務増に対応する保育士・職員の負担軽減を図るため、引き続き保健師や看護師による巡回や電話による支援を行うこと。また、保育士や用務員の増員など現場の状況を踏まえた体制強化を行うこと。
- ③ コロナ禍において、子どもも保護者もストレスが強まる傾向にある。子どもの変化にきめ細やかに対応できるよう、保育士の加配や民間保育施設で課題を抱える家庭への支援に係る保育士の雇用について、各園の実情に応じた支援を強化すること。
- ④ ケアワーカーとしての保育士の役割にふさわしく公定価格を引き上げるよう、引き続き国に求めるとともに、市として労働環境の充実に向けた取り組みを強めること。
- ⑤ 公立幼稚園での3歳児保育の職員配置基準については、子どもの発達の観点から、保育園での 3歳児保育の職員配置基準と同様の配置15:1にするための検討を進めること。
- ⑥ 民間園への補助金について、使い方などの検証を行い、各園の実情に見合った実効性のある支援となるよう充実を図ること。
- ⑦ 待機児童解消を名目に、国が主導して、緩和された基準に基づく民間企業の利益優先型保育事業が進められている。子どもの成長・発達と保護者の就労を保障し命を預かる保育施設は、認可保育園の整備を基本とすること。
- ⑧ コロナ禍で得た教訓も活かし、今後の公立保育園の施設基準や設備のあり方などの検討を進めることとあわせて、老朽化にただちに対応する改修計画を策定すること。国に対しては、公立保育園の施設改修・建替えのための国庫補助制度の復活を求めること。

5. 子どもと保護者を支える支援体制を

- ① 子どもたちが抱える問題の複雑・多様化を受け止めるために、いじめ相談の延長ではなく、子 どもがどんなことでも相談していいんだと思える総合的な相談窓口をつくり、庁内、学校現場、 支援団体等と連携し、総合的に子どもを支え解決する体制づくりに取り組むこと。【共通:政 調、教育】
- ② 2021 年版「子ども・若者」白書で、子どもや若者が居心地が良いと感じる「居場所」が多いほど自己肯定感や将来の希望など前向きさが高いことが報告されている。また、コロナ禍で子どもの貧困が深刻となっている。子ども食堂や子どもの居場所づくりを行っている市民ボランティアやNPOへの財政支援を積極的に行うこと。

健康保険部

1. 地域で高齢者を支える介護の保障を

- ① 介護事業所に対し、引き続き、検査・衛生用品のを確保・就労支援などを強めること。介護事業所に対するコロナ報酬特例の延長、拡充を国に求めること。
- ② 介護保険料の引き下げは自治体の裁量で可能であり、一般財源を投入して引き下げること。あわせて、国に対して国庫負担割合を10%引き上げるよう求めること。県に対しても基金の活用などを含め県費負担を増やすよう求めること。
- ③ 介護サービスの質の保障、事業者の安定的運営のために、介護報酬の抜本的な引き上げを国に求めること。
- ④ 深刻な介護労働者の不足を解決するために、国に対し介護職を生涯の仕事として志望できるよう抜本的な処遇改善に取り組むよう、引き続き求めること。あわせて、市独自の人材育成・確保策を強化すること。
- ⑤ 本年8月から、介護施設利用者の補足給付の見直しによる大幅な負担増が行われ、必要なサービスが保障されない事態となっている。見直しを撤回するよう国に求めること。
- ⑥ 特別養護老人ホームや入居型介護施設の整備について、第8期ゴールドプランの施設整備目標 を確実に達成できるよう、必要な手立てを尽くし取り組むこと。
- ⑦ 独居の高齢者が増加しており、身近な相談相手、専門家としてケアマネージャーの育成を促進 するため、研修参加に対する補償や支援を行うこと。
- ⑧ コロナ禍で外出を控えるなどにより、高齢者の孤独死・孤立死のリスクが高まっている。地域 包括支援センターが核となり、地域、関係機関の協力を得て訪問活動、実態把握などを強める こと。
- ⑨ 地域包括支援センターは、日常生活圏域の基本である小学校区単位での設置を目指し、引き続き取り組むこと。整備にあたっては、役割や質が後退することのないように市が責任を持ち、 人員配置の充実など機能強化を図ること。

2. 市民の健康を守る国民健康保険の運営と高齢者医療を

①「国保は助け合いの制度」ではなく、「社会保障制度」であるという認識に立ち、住民の命と健康を守る保険者として、高すぎる保険料を引き下げるために国・県に対し、減免制度の創設、財政支出を増やすよう強く求めること。市としても、一般会計からの繰り入れも行い、独自に均等割の減免などを行うこと。

- ② 保険料の滞納については、原因、理由を丁寧に把握し、面会できない世帯に対しても機械的な資格証の交付をしないこと。また、受診権を保障するために、短期証は郵送すること。
- ③ コロナ感染による傷病手当を事業主にも適用すること。あわせて国に対し、自治体任せにせず 予算措置をして手当が支給できるように求めること。
- ④ 高齢者を差別し、連続的な負担増をもたらす後期高齢者医療制度は廃止して、高齢者の医療受給権を保障する新たな高齢者医療制度を国に求めること。また、来年10月からの窓口負担原則2割を中止するよう求めること。
- ⑤ 国に対し、加齢性難聴者へ補聴器購入補助制度をつくるよう求めること。また、高齢者の生活 の質の向上や認知症予防のために、国の制度待ちになるのではなく市として補助制度を創設す ること。

3. 命と健康を守るために医療と公衆衛生の体制強化を

- ① 新型コロナ感染症の発生は、日本の社会保障の脆弱性を浮き彫りにした。政府主導で長年にわたって破壊されてきた医療と公衆衛生を立て直すために、保健所の職員、特に専門職を大幅に増員すること。また、国に対しそのために必要な財政措置を求めること。
- ② 新型コロナのみならず、感染予防の3原則(感染源の排除、感染経路の遮断、健康免疫の管理)を徹底できるよう、市民病院、大学などとも連携し、市独自の検査体制をつくること。
- ③ 新型コロナ感染拡大で、医療従事者は長期にわたり私生活を制限しながら働き続け、多くの離職者も生まれている。そもそも諸外国に比しても、医師、看護師は少なく、このままでは、市民の命と健康は守られない。国に対し、病床削減ではなく、強力な感染症にも対応ができるゆとりを持った医療提供体制の確立へ抜本的に政策を切り替えるよう求めること。また、県に対しても、地域の実情を踏まえ柔軟に調整ができる体制づくりを求めること。
- ④ 今後の新たな感染症への備えも視野に入れ、市立大津市民病院が地域医療の拠点として役割を 発揮できるよう、中期計画の着実な目標達成に向け、引き続き必要な支援を行うこと。
- ⑤ 公的病院は、そもそも不採算であっても必要な医療を提供するものであり、市立大津市民病院に対し、採算・効率性優先ではなく、医療の質の確保、職員の労働環境改善に積極的に取り組むよう市として求めること。
- ⑥ 新型コロナ対策として、市立大津市民病院の職員の定期的なPCR等検査の実施、換気や防護 に必要な備品の確保など、市として支援を強めること。
- ① コロナ禍により、これまで以上に生活不安、ストレスなどを抱える人が増え、県内でも昨年以上に自殺者数が増加している。自死を防ぐために、安心して相談できる機会や場所を広げるなど、よりいっそう取り組みを強めること。とりわけ女性、子どもたちの自死の増加が深刻であり、関係部局と連携を強め、啓発・相談体制の充実を図ること。
- ⑧ 新型コロナワクチンについては、今年にとどまらず来年も感染症対策として接種が必要となると思われる。国に働きかけて自己負担なしで接種できるようにすること。併せてリスクも含めた正確な情報提供を行い、希望する方が安心して円滑に予約・接種できるように、スムーズな予約・接種の体制を構築すること。
- ⑨ 新型コロナとインフルエンザの同時流行も危惧されることから、市内医療機関で適切に対応できるように、市として財政面も含めた支援を行うこと。同時にインフルエンザワクチン接種についても自己負担を求めないこと。

4. 安心して子育てができる支援を

- ① 子どもの医療費助成制度は、全国では高校卒業まで対象を拡大する自治体が増えてくるなど前進がめざましい。本市でも対象を段階的に拡充する計画を持ち、子どもの健康を守り、子育て世帯の経済的支援を強めること。また、国に対し制度の創設を求めるとともに、県に対し制度を拡充するよう、引き続き強く求めること。
- ② 子ども発達支援センターの保健師や臨床心理士などの専門職の増員を引き続き図るとともに、中学卒業から 18 歳未満までの相談支援についても、本人と保護者が安心して生活していけるよう小中からの継続した支援を保障するため、市が主体的に関わり、関係機関への支援や連携を強化すること。

産業観光部

1. 中小企業支援に本腰を

- ① 消費税率引き上げと新型コロナウイルス感染継続により、大幅な経済の落ち込みが続き、市民 生活と地域経済に打撃を与えている。国に対し消費税引き下げと、中小事業者・個人事業主に さらなる負担を課すインボイス制度の導入中止を求めること。【共通:総務】
- ② 国に対し、新型コロナ・持続化給付金、家賃支援給付金の再支給と、感染が収束したとしても 経済再生には困難が予想されることも踏まえ、継続的な直接給付の支援を行うよう求めること。
- ③ コロナ禍で一つの事業者もつぶさないという姿勢に立ち、水道利用料金の減免継続など市独自の直接支援を行うこと。
- ④ 住宅等改修助成事業を、在宅テレワーク対応のリフォーム工事に限らず、事業継続支援として 幅広く活用できるように改善して実施すること。
- ⑤ 産業支援コーディネーターの体制拡充など、事業者の相談支援活動を強化すること。
- ⑥ 現在、「(仮称)大津市地域産業振興基本条例」及び「(仮称)大津市中小企業振興ビジョン」 の策定が進められている。実効性のあるものとするため、職員自らが市内企業の状況把握を継 続的に行うこと。

2. 市民がいきいきと働けるように主体的取り組みを

- ① サービス残業やパワハラなど違法行為の根絶へ、関係機関と連携して情報収集を行い、市としてできる対策を検討すること。また、労働者への適切な情報提供を強めること
- ② 国に対し、長時間労働を可能とする労働法制の規定を撤廃するよう求めること。
- ③ 市内企業の解雇・人員整理については、労働者の転職先の確保など事業者の社会的責任を求めること。また、市として正規雇用を拡大した企業への助成制度などを創設すること。
- ④ コロナ禍で解雇、賃金の低下や未払い、就職難が増大している。事業者に対し、雇用調整助成金など休業補償を行うことや一方的な解雇を行わないよう、制度の周知・啓発を強化すること。
- ⑤ 国に対し、最低賃金を全国一律にして大都市への一極集中を防ぐとともに、1,500 円へ引き上げ、中小・小規模企業へは段階的な実施を認め、財政的支援を行うよう求めること。

3. 安全で美味しい農作物を大津市から

① 世界的な新型コロナ感染拡大で、6 割以上が外国頼みという日本の食料供給の危うさが浮き彫りとなったが、対策もないまま食料自給率はさらに低下している。コロナ禍の需要減少で国内

の米価が暴落しているが、政府は輸入を中止しようとはしない。食料自給率の向上を本気で実現するために、食料主権を回復し、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールの確立、また狭い耕作地の多い日本の農業を支える中小・家族農業を支える所得補償・価格保証の拡充など農政の根本的な転換を国に求めること。

- ② 今年から、遺伝子を自在に操作できる「ゲノム編集」によって品種改良されたトマトの一般への販売などが始まった。ゲノム編集は未確立の技術であり、体内で不安定な遺伝子に対しどのような反応が起こるか長期の研究結果もなく、意図せぬ交雑などによる在来種の駆逐なども懸念される。市民の健康と自然保護の観点から、ゲノム編集食品の解禁を拙速に行わないよう、国に求めること。また、市民への科学的な情報提供に努めること。【関連:市民】
- ③ 長引くコロナ禍による農家など生産者の被害実態を調査し、必要に応じ速やかな補償を行うなどの対策を行うこと。
- ④ 自然の生態系を損ねない有機農業や自然栽培を取り戻そうという流れが、国内でも急速に広がっている。消費者の関心も高く、オーガニック食材を学校給食に求める声も大きくなっており、オーガニック農産物の生産支援を拡充すること。
- ⑤ 担い手確保のために、農家と新規就農者とのマッチングに積極的に取り組むことや、地域や関係団体と協力して相談体制を構築するなど、新規就農者が志半ばで離農することのないよう継続した支援を行うこと。
- ⑥ 地域の食文化の普及や地域農産物の消費拡大、安全な食料の供給とともに、温室効果ガス削減の観点からも地産地消のさらなる推進が求められており、いっそう取り組みを強めること。
- ⑦ 市街化調整区域内では、農林漁業活性化のための施設でも設置することができない。周辺環境 や景観の保全を堅持しつつ、個別の相談に丁寧に応じ、新たな展開ができるよう調査・研究を 行うこと。【共通:都計】

4. 豊かな自然を支える森林整備を

- ① 木材自給率を高めるために、公的事業での県内、市内材の使用拡大、民間の利用拡大への支援 など、県と協力し林業の再生に力を入れること。
- ② 森林所有者への意向調査にあたっては、憲法の保障する財産権や営業の自由を侵害しないよう 丁寧に取り組むこと。
- ③ 減災、温暖化抑止の観点からも林業の重要性が増している。担い手を確保するために、実態の 把握、就業者の育成、必要な研修や技能習得に対する給付金制度などの創設を検討すること。

5. 公設地方卸売市場の維持・発展を

① コロナ禍を経験し、国際的に食料流通のあり方が課題となり、国連でも議論が始まっている。 市民への安全な食の安定供給と生産者支援の公的責任を果たす立場にたち、卸売市場の公益性 を確保するために、市場業者と協力し、引き続き施設整備をはじめ、市場の維持・発展に取り 組むこと。

環境部

1. 地球温暖化防止と安全なエネルギーの地産地消を

① 石炭火力発電の全廃に取り組むとともに、原発依存のエネルギー政策を見直し、再生可能エネ

- ルギーを中心とした新しいエネルギー政策への転換を国に求めること。
- ② 送電網の再生可能エネルギー電力の優先利用や利用料の軽減、発送電の分離を進め、再生可能エネルギーの普及を加速するよう国に要望すること。
- ③ 環境保全と両立させながら再生可能エネルギーの普及を促進するために、国に対し、再生可能 エネルギー発電設備の無秩序な開発を規制する法整備と、適切な運用管理が行われるように国 が責任をもって定期的な確認を行うよう求めること。
- ④ 昨今の未曾有の災害では広域に及ぶ大規模停電が懸念され、エネルギーの一刻も早い復旧が課題である。地球環境保全のみならず、防災の面からも、大津市の気候や風土にふさわしい地産地消の再生エネルギーを探求すること。また、都市計画部とも連携し、都市・建築物の断熱や省エネ化への補助制度の創設を検討すること。

2. 自然にも暮らしにも優しいごみ行政の推進を

- ① 新しいごみ処理施設はどちらも熱回収(≒サーマルリサイクル)を最大の特徴としているが、環境省も熱回収ではなく資源活用を進めるよう方針を転換した。ごみの減量、3Rなどの取り組みを強化し、資源化の促進を基本に据えること。
- ② 環境汚染、温室効果ガス排出の原因となっているプラスチックの使用を大幅に削減するために、 拡大生産者責任を強めるよう国に求めること。
- ③ いっそう環境負荷を低減するために、指定ごみ袋の素材の見直し進めるための調査を行うこと。
- ④ 生ごみを減らすことは、ごみ減量にとって大きなウエイトを占める。堆肥化の啓発・促進、助成に取り組むこと。
- ⑤ 集積所の新たな設置場所の選定にあたっては自治会任せにせず、窓口を一本化するなど積極的 な支援を行うこと。
- ⑥ 自然災害により発生したごみの搬出・処分については、自己負担とならないよう、市の負担で行うこと。また、その際は支所やホームページ、広報車を走らせるなど多様な媒体を活用し、被災者に情報が行き渡るよう広報を行うこと。
- ⑦ 危険な盛り土が土砂災害の原因として注目され、国交省も調査を始めている。違法な土砂搬入 は県境などをまたいで行われており、また、軽微な罰則しか課せられない条例では防ぎきれな い。国に対し、全国一律の規制基準の制定、法整備を求めること。
- ⑧ 仮置き場としながら、盛り土地で産業廃棄物の解体作業が行われている実態も見られる。盛り 土・産廃搬入事業者に対して、引き続き展開検査を実施させ、立ち入り調査を強化し、搬出事 業所、期間、量、含有物質など厳格にチェックすること。
- ⑨ 産業廃棄物処理場などの開発事業の許可、変更・拡大にあたっては、環境保全、災害防止、周辺住民とのトラブルを回避するために、業者の履歴などを慎重に調査すること。また、市の度重なる指導でも改善が見られない事業者については、すみやかに毅然とした処分を行うすること。

都市計画部

1. すべての市民に住まいの保障を

① コロナ禍で倒産や失業で家賃やローンが払えない、重い負担となって困窮する事態が相次いでいる。住宅確保給付金をコロナ支援のみで終わらせず、一般的な家賃補助制度として実施する

- よう国に求めること。また、市独自の家賃補助制度を検討すること。
- ② 低所得者や高齢者・障がい者など住宅弱者に対して、市が主体的に取り組む相談体制をつくること。
- ③ 市営住宅の削減をやめ、建替え・新設で戸数を拡大すること。
- ④ 市営住宅の入居者は、低所得、高齢、障害のある市民が多く、福祉部門との連携が欠かせない。 昨年には独居老人が自室で倒れていたが、指定管理者と連絡がとれない事態も発生した。市が 責任を果たすために、市の直接管理運営に戻すこと。
- ⑤ 市営住宅の予防保全とともに、文化的・健康的生活が確保されるよう、設備の改善、特にトイレの洋式化、風呂の設置等を早急に行うこと。

2. 地球温暖化防止と再生可能エネルギーの適切な導入推進を

- ① 大津市太陽光発電設備の設置の規制等に関する条例をより実効性のあるものにするために、引き続き、課題の検証、先進事例にも学び、必要な条例改正に取り組むこと。
- ② 大規模な再生可能エネルギー発電設備の設置による乱開発を規制するために、環境保全地区と建設可能地区を市民の参加・合意のもとで設定すること。
- ③ 地球温暖化を防ぐ一環として、都市・建築物の断熱や省エネ化を進める必要がある。環境部とも連携し、市民・事業者への啓発、補助制度の拡充・創設で促進を図ること。また、再開発や大型開発事業の許可にあたって、CO2 排出量の削減・実質ゼロへ、新たな許可基準の策定に向け、調査・検討を行うこと。

3. どこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを

- ① 盛り土の崩壊事故が市民の暮らしを脅かしている。大型開発の建設残土処理について、発生者の責任、基準を明確にし、発生から搬出、処理までを規制・管理する法整備を国に求めること。
- ② 民間事業者による開発事業の許可にあたっては、基準見直し後も、許可された計画通りに開発が行われているか指導・監督体制の強化を図ること。
- ③ ジュネーブ構想の一環で、大津駅前公園が再整備されたが計画全体は中断された。整備により 撤去された公衆トイレを再設置すること。公園の利活用については、地元団体と協議して進めること。
- ④ 引き続き、老朽化した公衆トイレの改修に取り組むこと。その際、洋式化や、マイノリティの権利保障を念頭に多目的トイレの整備を進めること。
- ⑤ 市街化調整区域内では、農林漁業活性化のための施設でも設置することができない。周辺環境 や景観の保全を堅持しつつ、個別の相談に丁寧に応じ、新たな展開ができるよう調査・研究を 行うこと。【共通:産観】
- ⑥ 空き家が増え続け、住環境を悪化させている。近隣住民からの相談に対しては、問題が解決できるまで支援すること。また、空き家にしないための啓発や、有効活用のためのリフォーム補助制度など複合的な対策を積極的に進めること。
- ① 本年3月に策定された本市「立地適正化計画」は、人口減少を前提として、人口密度を維持する「居住誘導区域」と「都市機能誘導区域」を設定し、将来的に居住地や都市機能を集約化していく方向を示した。今年度から計画に関わる宅地開発などについて届け出が義務とされた。これまでどの地域に暮らしても、同様のサービスが提供されるよう、すべての学区に支所・防災・公民館・地域自治機能を持たせた市民センターを配置して進めてきた本市の宝であるまち

づくりを後退させることがあってはならない。市民サービスを維持・発展させる立場を堅持すること。【共通:総務、市民】

建設部

1. 市民の命と財産を守る防災対策の強化を

- ① 気候変動により頻発する集中豪雨、長雨に対応するため、パトロール体制を強化するとともに、 市管理河川、側溝、調整池などの拡幅・整備を行うこと。
- ② 大戸川流域については、早急に市民の安全を確保するために、ダムありきではなく計画を見直し、本格的な河川の整備・改修にただちに取り組むよう県に求めること。
- ③ 県に対し、気候変動の深刻な影響を踏まえた河川整備計画の見直しと、早急な整備・改修等の 実施を求めること。

2. どこに住んでも安心して暮らせるまちづくりを

- ① 交通弱者等の安全通行を確保するために、遅れているバリアフリー整備を早急に実施すること。
- ② 県の「ビワイチ」事業の一環として、自転車走行帯を示すブルーラインが引かれているが、道 路幅は拡張されていないため、安全が確保されていない。県道の整備、市道整備への補助など を県に求めるとともに、市として自転車事故防止対策を講じること。
- ③ 交通弱者やの幼児・児童の交通事故を防ぐために、引き続き、通学路などの道路構造の改善、標識や看板の設置を含む設備などの改修を進めること。【関連:市民】
- ④ 渋滞が常態化している道路や車の離合が困難な道路などの改善に、引き続き、県とも協力し取り組むこと。
- ⑤ 高齢者の運転免許証返納の推進、鉄道の減便、バス事業者のますますの経営難を直視し、市民 誰もが、どこに住んでいても安心して暮らし続けられるように、市が交通体系を整備する責任 を果たすこと。具体的には市が主体的に、バス路線の維持への支援(助成やシルバーパスなど による利用促進等)、コミュニティバスなどの導入に取り組み、そのための予算を抜本的に拡 充すること。
- ⑥ 乗客の安全確保や利便のために、鉄道事業者に対して、駅員の配置・増員、ホーム転落防止設備の設置、トイレや駐輪場の整備、湖西線のエレベーター設置など施設のバリアフリー化を求めること。

企業局

1. 公的責任を果たし、人間らしい暮らしの保障を

- ① 長引くコロナ禍で市民生活はいっそう苦しくなっており、低廉な料金設定や生活困窮世帯への 減免制度の創設を追求し続けること。
- ② 安易な包括的民間委託はやめ、必要に応じて業務ごとの委託を導入するなど、市のチェック体制・能力を堅持し、安全と安定供給を最優先に事業を行うこと。
- ③ ガス事業の運営について、運営権者の利益優先とならないよう、各サービスの水準が適切に確保されているか、運営状況の定期的なモニタリングを行い、評価・検証結果を市民に公開すること。

④ 市として持続的に責任あるモニタリングを行える職員の育成、送配水管、ガス導管維持のための技術継承を行い、適正な人員配置を行うこと。

教育委員会

1. 子どもの権利条約に則り、子どもの主体的成長を支える教育を

- ①「子どもの権利条約」に基づき、子どもたちが自らの権利を理解し、主体的に学び活動できるよう学校現場、教育委員会が連携して、積極的に子どもたちを支える体制をつくること。
- ② コロナ禍において、平時以上に様々なストレスや家庭の困難を抱える児童生徒が増えている。 きめ細やかな状況把握や相談、支援を強めるために、スクールカウンセラーを巡回ではなく中 学校区単位で常置するなど抜本的に増員すること。また、スクールソーシャルワーカーも増員 し、適切な福祉部局と連携で家庭も含めた支援を強化すること。
- ③ 子どもたちが抱える問題の複雑・多様化を受け止めるために、いじめ相談の延長ではなく、子 どもがどんなことでも相談していいんだと思える総合的な相談窓口をつくり、庁内、学校現場、 支援団体等と連携し、総合的に子どもを支え解決する体制づくりに取り組むこと。【共通:政 調、福祉】
- ④ 小中学校における給食は教育の一環であるが、コロナ禍で黙食が強いられている。食べることの「楽しさ」や「食べたい」、「おいしい」など子どもたちが食に関心が持てるよう、献立は 地産地消を活かし、委託事業者の協力を得て調理方法やメニューの工夫を行うこと。

2. 安心して子どもたちと向き合える労働環境改善へ

- ① 新型コロナ感染対策で教員の負担が増大している。子どもたちのストレスも強く、子どもたちと向き合う時間を保障するための抜本的な解決策として、複数担任制の促進、学年ごとのフリー教員の配置など教職員の大幅増員に継続的に取り組むこと。また、スクールサポートスタッフの配置を継続し、教員の負担軽減を図ること。
- ② 超過勤務を軽減・解消するために、ICカードによる勤怠管理とあわせて、自己申告による持ち帰り仕事時間を把握し、業務改善につなげること。
- ③ 現場の実態に相応しい職員が配置されるよう、引き続き国・県に対して強く要望すること。
- ④ 保護者対応や地域要望をはじめ各学校が抱える多様な課題を担当教員の個人任せにせず、学年や学校が組織として取り組めるよう、教育委員会として支援を強めること。

3. 豊かに学び成長できる学校環境整備を

- ① コロナ禍で得た教訓を踏まえ、すべての子どもたちに豊かな教育を保障するために、小中学校での20人学級の早期実現に向けて、国・県に強く働きかけるとともに、市独自の取り組みを強めること。
- ② 新型コロナ感染は感染状況がめまぐるしく変化しており、最新の科学的な知見と情報に基づき、各小中学校における適切な感染予防策を講じること。その際、子どもたちの成長段階に配慮し、過度な対策とならないよう現場の状況にあわせ、丁寧に対応すること。
- ③ 新型コロナの陽性者が発生したら、クラス単位で検査を行い安心を担保し、適切な情報提供で保護者の理解と協力を得られるよう努めること。また、教職員の定期的検査が行えるよう必要な予算を確保するとともに、国に対し財源の補償を求めること。

- ④「大津市学校施設長寿命化計画」の実施については、感染症対策も見据えた施設・設備の整備に 努めること。
- ⑤ 学校体育館の施設・設備の老朽化、不具合が未だ散見される。必要な予算を確保し、速やかな 更新、改修を行うこと。また、グラウンドのフェンスや防球ネットなどの付帯施設について、 関係部局の協力を得て点検項目を明示し、定期点検を行うこと。
- ⑥ 特別支援学校のマンモス化や長時間の通学が子どもたちや家族にも大きな負担となるなど、深刻な状況が続いている。県は当面増築で対応するとしているが、根本解決にはならない。学習権、人権を保障するために、県に対し大津市南部に特別支援学校の新設を強く要望すること。また、市としても市立の特別支援学校の設置に向けた検討を行い、国に支援を求めること。
- ⑦ 特別支援学級は、子どもたち一人ひとりの学習権を保障するために、速やかに現在の8:1の教員配置基準を、特別支援学校の教員配置6:1に改善するよう、引き続き国・県に求めること。また、市独自で障害の区分や支援の必要度など実態に即した適切な職員体制を確保すること。
- ⑧ 医療的ケアが必要な児童生徒の教育を受ける権利の保障に教育委員会が責任を持ち、福祉部局 と連携して通学を保障すること。

4. どの子どもにも等しく教育を受ける権利の保障を

- ① コロナ禍で、格差と貧困がさらに広がり深刻化している。どの子どもも等しく教育を受けることができるよう、あらためて就学援助制度の周知を徹底すること。また、就学援助支給基準を生活保護基準額の5倍に引き上げるとともに、国に対し国庫負担割合を増やすよう強く求めること。
- ② コロナ禍により経済的な困難に見舞われた市内在住の県内外私立小・中学校に通学する児童・生徒についても、市内公立小・中学校の児童・生徒と同様に、市の就学援助制度の対象とすること。
- ③ GIGAスクール構想に基づく学校ICT環境の整備が進められているが、オンラインへの対応やインターネット環境は家庭間で格差が大きい。引き続き、格差を是正するための経済的、技術的な支援を行うこと。
- ④ 貧困の連鎖を断ち切り子どもたちの学びを保障するため、国に対し参考書や問題集などの購入 費用を学習支援費の対象に戻すよう求めること。また、クラブ活動費について生活福祉課と連 携し現状を把握するとともに、支給に向けた検討を行うこと。
- ⑤ 子育て支援と子どもたちの成長・発達を保障するため、給食の無償化に向けた検討を行うこと。
- ⑥ 本市の奨学資金制度は、原資が基金であるため、給付の対象は毎年20人までとされ、近年では 17 人程度に抑えられている。制度を市民に周知するととともに、一般会計から財源を投入し、 必要な子どもが利用できるよう抜本的に制度を改善すること。

5. 市民の学ぶ権利、知る権利を保障する環境整備を

- ① 公民館は、社会教育法に基づき市民の学ぶ権利を保障する場であるとともに、生涯学習の場として、地域における「まちづくり」の拠点としての役割を果たしている。コミュニティセンター条例の附則にあるコミュニティセンターへの移行期日を撤廃し、地域の意向もを尊重して社会教育を保障する責任を果たすこと。【共通:市民】
- ② 市立図書館の施設の老朽化、書庫不足は深刻化する一方である。将来の市立図書館も展望し、 県立図書館との役割分担を明確にし、新たな施設整備に向けて踏み出すこと。その際には市民

- の意見を反映するために、アンケートやシンポジウムなど多様な意見を聴取する機会を設ける こと。
- ③ 市民のニーズに応える蔵書の確保に向けて、引き続き、図書購入費の予算確保に努めること。
- ④ 図書館職員は館長も含め、図書館司書の資格を有することを原則とし、無資格者には資格取得を支援するなど、学ぶ権利・知る権利の保障に専門性を発揮できる体制とすること。
- ⑤ 電子図書は経常経費をはじめ多額の費用を要するため、市民の利用状況やニーズを的確に把握し、従前のサービスや事業に影響が及ばないよう必要な予算を確保すること。
- ⑤ コロナ禍で在宅時間が増えていることも踏まえ、移動図書館の巡回場所を増やすこと。

消防局

1. 市民の命と財産を守る防災体制の強化を

- ① 各学区で地区防災計画の策定が進んでいるが、実際に災害に直面した際に充分生かせなかったなどの声が寄せられており、この間に被災した地域での対応を検証し、実効性のある計画となるよう、支援の工夫、強化を図ること。【共通:総務】
- ② 中消防署の移転先は、浸水や液状化の危険がある地域であり、災害時に機能が損なわれることがないよう安全性の確保に万全を期すこと。

選挙管理委員会

1. すべての市民の参政権保障を

- ① 投票率の向上と参政権を保障するため、引き続き、期日前投票所の増設に取り組むこと。また、新型コロナ療養中の市民が確実に投票できるよう、特例郵便等投票制度の周知徹底を図ること。
- ② 高齢者や障がい者など投票に困難を抱える市民のために、各投票所に聴覚障がい者のためのコミュニティボードを設置することや、視覚障がい者の点字投票や期日前投票の宣誓書記入の改善など当事者の声を聞き、バリアフリー化を推進すること。小規模介護・福祉入所施設、病院での期日前投票や、山間部での移動投票所の実施など市独自で取り組める投票環境改善策の検討・実施を進めること。国に対し、郵便投票の対象拡大をはじめ、参政権が保障されるよう必要な制度改善、財政措置を求めること。

日本共産党大津市会議員団

大津市御陵町3-1 大津市役所内 日本共産党議員団控室

電 話:077-528-2842 (直通)

FAX: 077-524-5613

市議会議員 柏木敬友子

市議会議員 小島 義雄

市議会議員 杉浦 智子

市議会議員 立道 秀彦

市議会議員 林 まり